

差額地代における競争の論理

一 問題の所在

差額地代を考慮に入れたとき、土地利用生産物の一般的生产価格は最劣等地における個別的生産価格によって規制されている。そして、優等地には「虚偽の社会的価値」が発生しており、これは土地所有者に対し差額地代として支払われている。

これは周知の差額地代についての一般的規定である。この規定は、いうまでもなく「個別者の外見的には独立した行動とそれらの無規制な衝突⁽¹⁾」を通じて貫徹されるものであり、かかる競争の過程を経て多数の諸資本は「その内在的諸規定を相互に強制しあひまた自己自身に強制しあう⁽²⁾」のである。このような観点から、マルクス

水岡 不二雄

は、左記の一般的規定についても、「これこそは、資本主義的生産様式の基礎の上で競争の媒介によって貫徹される市場価格による規定である」、と述べている⁽³⁾。

ここでマルクスが自らの命題の基礎をなすと考えた競争を、産業資本の一般的な循環形態である貨幣資本の循環

$$G-W \begin{matrix} P_n \\ A \end{matrix} \dots P \dots W'-G'$$

についてみた場合、われわれはそこに二つの競争過程をみいだすことができる。

すなわち、その第一は、生産物実現のための市場における売り手相互間・買い手相互間・及び両者間の三面競争の過程であって、 $W'-G'$ ならびに $G-W$ とその対立物

としての $W-G$ の局面においてあらわれるものである。その第二は、 $G-W$ の一特殊形態たる $G-P_m$ の過程において、できる限り低い費用価格である部門の商品の同一量を生産しうる生産手段を獲得せんとする、優等な生産手段をめぐる資本家相互間・資本家とかかる生産手段の所有者間の競争の過程である。

まず、このうち第一の過程についてみよう。ここでは、「一方の側に一つの生産部門全体の生産物が立ち、他方の側に社会的欲望が立つ」(K III S. 194, 訳三三三頁) という関係が成立しており、あらゆる商品の一般的生産価格はこの関係においてさきの三面競争の結果として決定される。この過程は、また同時に、価格の運動を媒介として、各部門に対する社会的欲望すなわち需要と、それを満たすに必要な投下労働量(資本量)とを均衡させる役割をはたす。この点についてマルクスは、『資本論』第三巻の地代論の「緒論」(第37章)において、次のように述べている。

「直接的食糧生産者の労働は…社会に関しては食糧の生産だけに必要な必要労働を表している。…それは、特定の物品の生産のために——ある特定の物品に対する特

定の社会的欲望を充足するために必要な労働である。もしこの分割が均衡のとれたものであれば、さまざまな群の生産物はその価値で(さらに発展が進めばその生産価格で)売られるか、またはこの価値ないし生産価格が一般的法則に規定されて修正されたものである価格で売れる。それは、じっさい、個々の商品または物品に関してではなく、分業によって独立化された特定の社会的生産面の毎度の総生産物に関して効力を表わす価値の法則である。すなわち、ただ各個の商品にただ必要労働時間が投下されているだけでなく、社会的総労働時間のうちからさまざまな群において必要な割合の量だけが投下されているということである。というのは、条件はやはり使用価値だからである。…社会的欲望、すなわち社会的規模での使用価値がさまざまな特定の生産部門に帰属する社会的総労働時間の部分にとってここで规定的にあらわれるのである」(K III S. 648—9, 訳八二〇—一頁)。

以上のマルクスの叙述を要約すれば、次のようになる。すなわち、絶えざる不均衡のなかで社会的総労働(資本)と社会的総欲望との各部門ごとについての均衡が成立したとき、諸部門の商品はその価値(一般的生産価

格)に従って実現される。そして、この均衡が成立して、価値(一般的生産価格)による交換が行なわれている時、ある部門にどれだけの社会的労働が、従って資本が投下されるかを決定するものは、当該部門における使用価値の量で示された社会的欲望である、というのである。

このようにして、一定の使用価値量の社会的欲望が各部門について存在している時に、それに照応して投下されるべき社会的総労働時間の各可除部分は、ある一定の技術的条件・すなわち資本の有機構成のもとで、利潤率均等化のための資本家間の競争による分配をうけ、各部門のおおへのそれぞれ一定量の資本投下が結果する。この資本が貨幣資本から生産資本へと転態する際に、第二の競争過程が発生することになる。

資本は、前述の第一の競争過程において各部門ごとに一般的生産価格の成立をみている時に、同部門の他の資本に比べて優等な生産手段を充用しそれが可能にする分だけ低い費用価格で当該部門の商品同一量を生産しようとする。このような生産手段の優劣の差が存在し、かつそれが再生産可能なものである場合には、すべての資本がみなこの優等な生産手段を充用し、同一のより低い

費用価格で生産を行なうことができる。この場合、この優等な生産手段の価格は一般の商品の販売と同じように第一の競争過程のみにより規定される。ところが、かかる優等な生産手段が、再生産することができず、制限され独占されるものとしてしか存在していない場合、ここに、貨幣資本が生産資本に転態する際に独自の第二の競争過程が顕在化することになる。このような再生産不可能の生産手段として社会に存在しているもののうち、最も重要なものは、いうまでもなく土地である。

本論第五章でより立ち入って述べるように、従来の差額地代の「限界原理」の論証が取り扱う対象としてきたものは、このうちもっぱら第一の競争過程であった。だが、土地を生産手段として利用する部門のうち土地そのものの充用にかかわる部分⁽⁴⁾においては、これとならんで第二の過程、すなわち生産手段としての土地そのものの取得をめぐる競争過程が存在している。

本論は、差額地代におけるこの二つの競争過程、とりわけ後者の過程についてその説明を行ない、もって「限界原理」と呼ばれる土地利用生産物の価格規定に根底的な論証を与えると共に、「虚偽の社会的価値」の本質の

解明の糸口をみいだそうとするものである。

二 優等地をめぐる資本・土地所有の競争

土地利用生産部門においては、生産過程の一つの不可欠な要素として、再生産されず制限され独占され得る自然力である土地が充用されなければならない。

資本主義社会においては、こうした土地もまた私的に所得されている。この土地を所有する近代的土地所有者は、自己の土地を資本に貸し与えるだけで自らは何も賭けることさえなく社会の総所得の一部を無償で取得することができる、という、資本主義社会にとってさえ全く寄生的な一階級である。かかる土地所有者は、土地の私的独占的所有ならびにそれに基づいて社会的総剰余価値の一部分を自らのもとに引き寄せるといふ所得分配の關係によって、資本家・労働者とならぶ資本主義社会の三大階級の一つをなしている。このような土地の私有が存在する限り、土地利用生産部門に資本を投下しようとする諸資本家は、土地所有者から土地を借り受けなければ生産そのものを開始することができない。「……土地所有の存在こそは、土地及び耕地に資本を投下し、資本を任

意に価値増殖させるための制限をなしている」(K III, 759, 訳九六四頁)のである。

もちろん、土地所有が存在することは、差額地代成立のための十分条件ではない。土地条件の優劣の差が必要である。しかしながら、土地所有がなければ土地条件の優劣の差の存在によってもたらされた超過利潤は地代に転化し得ないのであり、この意味で、差額地代の成立にとっても土地所有は不可欠の前提をなしている。⁽⁵⁾この点についてマルクスは、「土地所有の独占、資本の制限としての土地所有は、差額地代では前提されている。なぜなら、この土地所有がなかったとしたら、超過利潤は地代に転化しなかったであろうし、借地農業者のかわりに土地所有者のものになるということはなかったであろうからである」(K III, 759, 訳九六四頁)と述べている。

また、資本家がたまたま同時に自ら投資すべき土地を所有している、ということもあり得ないことではない。しかし、このようなことは「ただ例外としてあるだけ」(K III, 759, 訳九六五頁)の全く偶然的な事情により生ずることであって、一般法則を考察の対象とするこの場合捨象することができる。しかも、「もし増大した穀

物需要が自己經營的所有者の手にあるより広い耕地種類Aの耕作を要求するならば、従つてその一部が賃貸されねばならないならば、土地所有が資本の投下に対してなしている制限のこの仮定的な廢止はすぐなくなる」

〔K III S. 759—60、訳九六五頁〕のである。

このようにして、土地所有の存在の前提のもとで、「資本が土地及び耕地に投下される際に、…外的な力及び制限として、土地所有が資本に、または土地所有者が資本家に、相對する」〔K III S. 770、訳九七八頁〕ことになる。しかし、單に土地一般の占有をめぐり相對するだけではない。ある土地利用生産部門に資本を投下するすべての資本家は、互いに優等な生産手段たる優等地を獲得し得る限り低い費用價格で同一商品の同一量を生産せんものと、優等地獲得をめぐる激しい競争を資本家相互間・資本家土地所有者間に展開することになる。

競争の強制法則は、当該部門のすべての資本に同一使用価値の同一量を生産するに当り可能な限りその費用價格を節約することを求めている。この費用價格は、技術的に規定された当該商品生産のために必要な生産手段と労働力の價格の總計として、当該部門を含む生産手段の

買い手と及び労働力の買い手とその売り手との三面競争の結果決定されるものであつて、生産過程を経て市場に出される当該部門商品の價格とは無関係でそれが市場に出される以前にすでに知られているものである。ここで、資本甲が同一部門の資本乙に比べ費用價格を少しでも節約することができれば、その節約分は資本乙に対する超過利潤として資本甲に現象する。資本は、より多量の利潤獲得をその至上命令として持つのであるから、常に、より低い費用價格による生産を可能にする生産条件を採用すべく方向づけられている。この生産条件が再生産可能な新技術のごときものである場合、それは諸資本間の絶えざる新技術充用をめぐる競争としてあらわれる。ところが、これが再生産不可能な土地である場合、この競争の様相は大きく異り、資本相互間・ならびに資本と土地所有間の競争としてあらわれることになる。

では、この競争は一体いかなるメカニズムをもつて行なわれるのであろうか。

さきに述べたごとく、ある一つの部門での使用価値量で示される社会的欲望に対応して投下されるべき社会的総労働時間の一可除部分は、一定の技術的条件のもとで

一定量の資本の当該部門への投下を要請している。この部門が土地利用生産部門である場合には、それとあわせて一定量の土地を充用することが不可避の条件となる。この土地の質は一般にすべて均質ではなく、位置・豊度の差異をそれぞれ互いに有している。この差異は、一定の資本が投下される際に個別的な産出量の差、従って同一使用価値単位あたりの費用価格の差をうみだす。この費用価格はいうまでもなく一定の技術的条件のもとで優等地の方が少なくてすむ。

今、ここにある一つの土地利用生産部門を想定する。この部門の商品に対する社会的欲望をすべて満たすには優等地Dと劣等地Cの二つの土地種類が充用されなければならないものとする。費用価格が低くてすむ優等の土地Dはこの社会的欲望に対して不十分な有量しかなく、かつ土地所有者によって私有されているものと考えられる。このとき、第一の資本家甲は、優等地Dの所有者からその土地を借り受けようとして、さしあたり次の額の地代を支払おうとするであろう。すなわち、当該優等地Dを充用することにより、地代を支払ってもなお劣等地Cを充用する場合に比した費用価格の節約分のできる限り

大きな一部分が資本家甲の許にもたらされるであろう額であり、換言すれば、及ぶ限り僅かの額の地代である。一方、D地を所有する土地所有者は、その土地を借り受けようとする資本家が甲以外に存在しない場合、この地代額で土地Dを貸与せざるを得ない。なぜなら、その土地が充用されない限り土地所有者はなんらの所得を得ることもできず、いかに僅かとはいえ土地を資本家に貸与して地代を得た方が有利だからである。

ところが、ここに第二の資本家乙が存在する。優等地Dの量が、いずれかの資本家によって充用されてしまえば尽きる程のものである場合、資本家乙は、さきに述べたところによってD地所有者が甲にその土地を貸与してしまい自らがその充用から駆逐されることのないように、自らこそ優等地Dの占有権を得ようとして、D地に対して資本家甲がなした付け値額を上回る地代額を新たにD地所有者に提示する。この資本家乙の行動のために、資本家甲は乙の付け値額よりも一段高い地代額をD地所有者に提示せざるを得なくなる。

このようにして資本家甲・乙相互間と、それと土地所有者間との競争が続く結果、最終的に、優等地Dの地代

額はD地の費用価格のC地のそれに対する差の全部と等しい点に定まる。なぜなら、第一に、D地所有者は自らの土地に対し最も高い地代額を提示した方の資本家にその占有権を与えるであろうし、他方両資本家とも、D地の充用によりそれによって生じる費用価格の節約分のうちごく一部であっても自らのもとに帰属する限りなお地代の競り上げ競争に加わることをやめないからである。

また第二に、D地の費用価格のC地のそれに対する節約分を超えるD地の地代が両資本家に要求された場合には、両資本家はこの地代を支払って当該地を借り入れると劣等地Cに対してさえ損失が生ずるので、D地は利用されないままにとどまり、D地所有者は所得の源泉を失ってその地代を下げざるを得なくなるであろうからである。

以上の競争メカニズムが貫徹する結果、各土地においては次のような貨幣額が投下されねばならないことになる。まず、優等地Dを充用する資本家にとっては、当該地での土地以外の生産手段および労働力に対して支払われる本来の費用価格に加え、D地を土地所有者より借り受けるためにかれに支払われねばならない地代が「虚偽の社会的価値」として新たに付け加えられる。これはC

地を充用した場合に対するD地の費用価格の節約分に相当するものである。また、劣等地Cを充用する資本家にとっては、当該地での土地以外の生産手段及び労働力に対して支払われる価格の総計がそのままかれの支払う費用価格のすべてとなる。

以上述べた競争関係は、資本家がなお丙・丁・…と多数おり、かつ優等地の面積が、当該部門に対する社会的欲望量をすべて満たすに必要な程には大きくないが一個の資本の充用によって直ちに尽きてしまうほどに小さい場合にも、むしろ妥当する。この場合、多数の資本家は、同時に、相互間・ならびに土地所有者間に優等地取得をめぐる競争を展開する。だが、いずれにせよ劣等地Cも充用されねばならぬものであるのだから、結局すべてのD地に対しさきと同じ地代が提示される結果を生むことになる。

このように、D地が社会的欲望を満たすに僅少な量しかなく、制限され独占された自然力である場合、その所有者には取得すべき地代を切り下げて資本家に貸与するための競争をする必要も、また逆にD地所有者の間でカルテルなどの独占的結合を結ぶ必要も存在しない。競争

の結果、D地所有者の許にはいわば自動的にC地との費用価格の差に相当する差額地代がこがりこむのである。以上、本章においてわれわれは、差額地代が成立する際の競争メカニズムについて説明した。次に、このような競争メカニズムがいかにして土地利用生産物の「限界原理」に基づく価格を生ぜしめるか、という点を問題にしてゆくことにする。

三 「差額地代の費用化」

前章で述べたメカニズムによってD地を充用する資本家が支払わねばならない地代は、優等地Dの占有権をD地所有の土地所有者から獲得するという以外、資本にとってもまた全社会にとっても何らの新たな富を生みだすことがない全く無駄な出費である。いうまでもなく、土地には少しの人間労働も結晶していないためにそれ自体価値をもたず、従って本来価格も存在しない。それゆえ、土地に対し自らすすんで何がしかを支払おうとする資本は存在せず、資本が一個だけの場合には前章で述べた通り地代は極限にまで切り下げよう⁽⁸⁾とされる。ところが、資本の数が複数になり、各々が充用しうる土地での費用

価格が異なる場合には、ここに前章で論じた競争メカニズムが発生し、その強制法則の結果として、価値・価格をもたぬ土地がその占有の対価たる一定額の貨幣を要求するに至るのである。

しかしながら、この差額地代を範疇的にみれば諸資本間の費用価格切り下げをめぐる競争が土地の制限性の故に超過利潤をすべて土地所有者のもとに帰属せしめたために生じたものにほかならない、といったようなことも、またこの地代が労働の生産物に対して支払われるのではない、といったことも、差額地代を支払う当の資本家は誰も問題にしない。諸資本家にとって唯一の関心事は、優等地を充用するために一定額の地代を土地所有者に支払わなければ自らはその充用から駆逐される、ということだけである。このために、どの資本家の観念にも、地代の「本質」は次のようにうつることになる。すなわち、他のさまざまな商品と同様、土地もまた何がしかの貨幣額と交換にその占有権を得るべき一個の「商品」であり、他の商品に対して支払われる貨幣と同様土地に対して支払われるそれも一つの「費用」であり、従って地代は資本家の意識にのぼる「費用価格」の一部を構成すべきも

のである、と考えられるようになる。

このような、「土地そのものが価値をもっていて機械や原料などと全く同様に資本として生産物の生産価格にはいる」〔K III S. 818, 訳一〇三七頁〕という資本家的幻想は、次のような差額地代形成のさいの現実の競争の諸関係によって一層強固なものとされる。すなわち、資本の土地への投下にあたって資本家と土地所有者とが相対する際に、両当事者が土地の自然科学的ならびに経済的豊度等についてなんらの事前の知識もたず、土地所有者の土地はさしあたり全く自由に資本によって充用され、しかるのち結果としてたまたま生じた個別的生産価格を超える余剰たる超過利潤が事後的に土地所有者に引渡される、というのではなく、各土地の豊度等についての情報⁹⁾が各資本家・土地所有者に知れていて、これを基礎に生産手段としての土地を資本が充用せんとする段階ですでに前章で述べた競争が生じる、という時間的關係によってである。資本は、労働の生産物たる他の生産手段に対して貨幣を支払うと同じ時に、土地の占有権に対しても貨幣を支払わなければならないのである。

マルクスは、このことを耕作者が自らの資本を土地の

購入に投ずる場合について、「同じことは、大きな農場所有者が、第一には土地を買うために資本を投下し、第二にはその土地自体を自ら充用する借地農業者として経営するために資本を投下するという過渡形態についても言える。…土地の価格は、この場合には、個別的な虚偽の生産費⁹⁾ (falsche Produktionskosten) の、または個別生産者にとつての生産物の費用価格の、一つの主要な要素をなすのである」〔K III S. 816, 訳一〇三四―三五頁〕と述べている。だが、資本家は誰も当面実際に機能する資本の量をできる限り大きくし、所与の貨幣資本量のうち土地の占有権獲得に係る部分をできる限り小さくして、その貨幣資本量で最大量の生産物を生産しようとする。そこで資本家は考える。「土地の価格は、資本還元された、したがってまた先取りされた地代にはかならない」〔K III S. 816, 訳一〇三五頁〕のであるから、資本家は、土地の占有権を獲得するために、地代以上の貨幣額を一時に投ずる必要はさしあたり全くなかったのである。このため資本家は、地価の形で一度の土地所有者に資本還元された地代を支払ってしまうのではなく、資本一回転ごとに生ずる最劣等地と比較した費用価格の差異を、契約

された地代支払期限ごとに地代の形でまとめて土地所有者に支払う形態をとる。こうして、地価ではなく地代が一般的な「虚偽の生産費」としてあらわれることになる。

以上の結果、すべての当該土地利用生産部門資本家は、その充用する土地種類の如何にかかわらずすべて同一の「費用価格」をもって当該土地利用生産物の同一量を生産することになる。かかる「費用価格」の全体に対し、資本は当然に、競争の結果たる資本家的平等の貫徹するところに従って、同一の平均利潤率による同一の利潤量を要求せずにはおかない。

このようにして、最終的に、最劣等地における個別的生産価格にこの土地利用生産部門のすべてのそれが一致して「限界原理」が支配し、これに対する優等地での費用価格にかかわる部分の節約が「虚偽の社会的価値」となることになる。⁽¹⁾

四 「限界原理」に基づく価格の実現

前章までの論述において、われわれは、どの土地利用生産部門についても、その生産物の価格が、最劣等地に

おける個別的生産価格と等しくなつて市場に出されることにならざるを得ない、という点を解明した。しかしながら、そこにはなお次の問題が残されている。すなわち、市場での交換において、果して土地利用生産物にかかる価格で実際に販売され得るかどうか、という問題である。もちろん、土地利用生産物の市場価格は、他と同様一般的生産価格をその中心として日々上下に変動するのであって、そこに永久不変な一義的価格など存在し得ない。

したがって問題は、前章で述べた土地利用生産物の「限界原理」に基づく価格がその市場価格の変動の中心であり、土地利用生産物の市場価格は絶えざる不均衡を通じつつなおこの点に収斂する傾向をもつかどうか、ということになる。本章では、この点について解明を行なうことにする。

第一に、何らかの理由により、土地利用生産物が、さきの「限界原理」に基づく価格を下回る市場価格で実現されている、と考えよう。すると、まず、本来の費用価格に平均利潤を加えた額が市場価格を上回るような劣等地を充用する資本の場合、これらの資本はいかにしても平均利潤を得ることができなくなるので、生産から脱落

せざるを得なくなる。次に、本来の費用価格に平均利潤を加えた額がこの市場価格と等しいかそれを下回るような優等地を充用する資本の場合をみる。いかなる市場価格のもとでも、資本が生産を継続するには従前と同じ本来の費用価格が投じられなければならない。劣等地を充用するさきの資本が脱落するのはこのためであった。もし、優等地を充用する資本が、かかる費用価格に加えてなお前章で述べたと同等額の差額地代を支払うものと仮定したならば、これらの資本もまた平均利潤を得られなくなり、さきの劣等地を充用する資本と同様、脱落せざるを得なくなるであろう。ところがその結果、これらの資本が優等地所有者の土地で生産を行わなくなれば、かかる優等地所有者はなんらの地代収入もあげることができなくなり、所得の源泉を失ってしまうであろう。そこで土地所有者は考える。彼らは、前章で述べたと同額の高い地代を要求して所得を得る機会をみすみす全く失うよりも、資本が支払い得る限りの地代の要求にとどめ、その額を資本から収取するようにした方が有利だったのである。このため、地代額は引き下げられる。ところが、この引き下げがすすみ、本来の費用価格に平均利潤を加

えた額と市場価格とが等しくなるような等級の土地を充用する資本がなんらの地代も支払わないでよい、という点を超えてなお地代が引き下げられることになる、今度は本論第二章で述べた資本家相互間・資本家土地所有者の優等地獲得をめぐる競争が再び開始される。この競争の引金をひくのは、地代がなおこのように引き下げられた場合になんらの地代を支払わないでよくなるが、もともと本来の費用価格がより劣等な土地の充用のために高く、より優等な土地の低い本来の費用価格に引き下げられた地代額を加えたものをなお上回る、という土地種類を充用する資本家である。このため、新たな差額地代の体系は、各土地利用生産部門ごとに、この市場価格の下で本来の費用価格に平均利潤を加えた額がかかる市場価格と等しくなるような等級の土地を充用する資本を新たな最劣等地として、第二章で述べたと同様費用価格の節約分だけ優等地に向って増大する、という形をとることになる。さて、この場合には、さきに述べた通り、劣等地を充用するためこの市場価格では平均利潤を得られない資本の脱落をひき起している。このため、各土地利用生産部門に対する社会的欲望量に対して供給量は過少

となっており、おそかれ早かれ市場価格は上昇に向う。すると、この上昇によって、本来の費用価格をもって平均利潤を得られるようになる等級をもつ土地から、順次資本の再参入によって充用が再開されるに至る。これには、絶えずさきの資本家相互間・資本家土地所有者間の競争が伴い、土地所有者の収取する差額地代も増大してゆき、同時に最劣等の再充用された土地種類を限界とする「限界原理」に基づく価格も上昇する。この過程は、前章まで前提した需給一致の状態が回復した時停止する。この時、各資本家は、前章におけると同じ「虚偽の生産費」を含む「限界原理」に基づく市場価格でその属する各部門の土地利用生産物を実現することになる。

第二に、何らかの理由により、土地利用生産物が、さきの「限界原理」に基づく価格を上回る市場価格で実現されている、と考えよう。すると、最劣等地以下の土地における本来の費用価格をもってしても資本が平均利潤を得られることになるので、新たな資本が参入する。この参入の過程には、さきの第一の場合と同様、絶えず資本家相互間・資本家土地所有者間の競争が伴っており、「限界原理」に基づく価格そのものが高い市場価格の点

まで高騰する。この場合、資本が追加的に参入しているので、各土地利用生産部門に対する社会的欲望量に対して供給量は過大となっており、おそかれ早かれ市場価格は下降に向う。すると、この下降によって、第一の場合と同様のメカニズムをもって再び資本流出・差額地代の下落が生ずる。この過程は、前章まで前提した需給一致の状態が回復した時停止する。この時、各資本家は、前章におけると同じ「虚偽の生産費」を含む「限界原理」に基づく価格でその属する各部門の土地利用生産物を実現する。

以上に明らかにしたメカニズムは、「限界原理」に基づく価格を上回る市場価格の際には市場価格が下落し、逆にこの価格を下回る市場価格の際には市場価格が高騰し、いずれの場合も市場価格は前章で述べた「限界原理」に基づく価格に収斂することを示している。かくして、この「限界原理」に基づく価格こそ、市場価格変動の中軸であり、土地利用生産物部門の一般的生産価格を形成するものであることが解明された。

五 「限界原理」の論証についての従来の諸説

本論冒頭に示した差額地代の一般規定、特にそのうち「限界原理」と「虚偽の社会的価値」に対して行なわれた戦前の批判は、マルクス経済学者どうしの激しい論争をひきおこした。

だが、この過程で発表された数多くの文献が考察の対象としたものは、殆んど後者の論点、すなわち「虚偽の社会的価値」に関するものであって、前者の論点、「限界原理」の形成機構そのものについては、戦前における論争の二大当事者、山田・向坂両氏の論証によってすべて決着がついたと考えられたのか、その後直接の考察の対象とされることはほとんどなくなってしまったのである。

そこで、まず、この「限界原理」による価格形成機構を山田氏がどのように論証しているか、みることにしよう。氏は述べる。

「もしも市場生産価格が最劣等地での個別的生産価格以下で規制されるならば、最劣等地での経営者はその生産物の販売を差し控えるがために、市場に対する供給量は不足し、結局のところ、市場価格は最劣等地の経営者を満足せしむる点まで昂騰するに至る」。このために

「不可避免的に、相対的に最低位の生産力を示す土地での個別的生産価格が、常に市場調節的となる」⁽¹²⁾。

一方、同じ問題につき、向坂逸郎氏は次のように述べている。

「一定の需要を充用せしむるにたる諸豊度の一定系列の土地において、最劣等なる豊度の土地の耕作が欠くべからざるものであること。すなわち他のより上位に追加投資をなすことによりて需要を充足せしめんとするも、その土地にたいするこの第二次の投資は、最劣等地以下の収穫をあげるものであるということ」、「かくのごとき土地の有する自然的性質は、競争にたいして一つの抵抗をあたえる。…ここにおいても競争は同一なる市場価格を成立せしめる。だが調節的なる市場価格は最劣等地の個別的生産価格である。なんとすれば、土地の制限的な性質は、需要を充たすために最劣等豊度の土地を絶対必要とし、より以上の生産物の調達は、より大なる費用価格をもってするにあらずんば不可能であるからである」⁽¹³⁾。

以上のような山田・向坂両氏の「限界原理」の論証が論拠としているものは、優等地の制限的性格のために市

場価値形成のさいの三面競争がどのように偏倚するか、という点に関する問題である。しかしこれは、われわれが本論第四章で説明した「限界原理」に基づく価格の実現にかかわる問題であり、「虚偽の社会的価値」が生みだされる過程について何らの説明を与えるものでもない。前章までの論述がすでに明らかにしたように、資本家・土地所有者の競争によって生産手段充用の過程で「虚偽の社会的価値」が生みだされ、それによって「限界原理」が成立し、市場価格形成機構がそれを実現するのである。両氏の論証では、この点からみれば、「虚偽の社会的価値」の交換過程における把握はあっても、それ自身の生産過程そのもの、従ってその本質についての説明が全くなされておらず、この意味で、「限界原理」そのものの論証は不完全のままにとどまっている。両氏以後、「虚偽の社会的価値」をめぐる論争が紛糾を極めた原因は、この点、すなわち「限界原理」の論証が「虚偽の社会的価値」の形成機構との関りにおいて行なわれなかった点にあるものといつてよいと思われる。

そこで次に、戦後になって「限界原理」の論証を試みた諸説のうち、われわれのように土地所有者との競争関

係になんらかの形で着目した日高普・小林茂両氏の見解を検討することしよう。

まず、日高氏は、土地利用生産部門の「一般的生産価格形成の機構」について次のように述べる。

最劣等「A地のうち一部分が耕作され、他の部分は耕作されていない」とき、「需要が増大して市場価格が（A地での個別的生産価格）六〇シリングより高くなれば、利潤率が高まって資本の流入がおこる」。これに伴い「A地における耕作部分が拡大し、生産物の供給量が増大して市場価格が低下する。…反対に需要が減少して市場価格が六〇シリングより低くなれば、A地の資本が部分的に引上げられ、耕作部分が縮小し、供給量の減少をつうじて市場価格は上昇する」。これによって「A地の生産物の個別的生産価格である六〇シリングは、市場価格を調整するものといふことができる⁽¹⁴⁾」。

ここでの日高氏の論理は、さきの山田・向坂両氏のものとは基本的に変らない。氏は別に「絶対地代」を論じた個所で「差額地代における競争と独占⁽¹⁵⁾」についてふれ、制限された自然力のために優等地への参入が阻止されそ

こでの生産を増加できないことに起因する優等地充用資本家の独占的な価格による競争を問題にしているが、こでも土地所有者との関係についてはふれられていない。しかしながら、それに続く節において、日高氏は資本家と土地所有者との競争をとりあげ、次のように述べているのである。

「新しく耕作にはいろいろとする〔最劣等〕第四級地の所有者は絶対地代を要求して簡単にこの土地を耕作圈に入れようと」しない。仮に「第四級地の所有者が：一ブッシェル当り一 $\frac{1}{2}$ シリリングの絶対地代を要求する」ものとする、と、「第四級地の耕作は一ブッシェルの個別的生産価格が七 $\frac{1}{2}$ シリリングであるから、市場価格が九シリリングになるまでは行なわれない。ところがここに「一ブッシェルを八 $\frac{1}{4}$ シリリングで生産できる第二級地の第二次投資」という新しい競争相手が現れる。「追加投資は土地所有による制限から解放されている」のだから、この投資は「市場価格が八 $\frac{1}{4}$ シリリングをこえたら：おこないうる」。「こうしてみると一ブッシェル九シリリングの価格を必要とせざるをえないような絶対地代を要求した土地所有者の要求は過大であった」。これは「この場合相手

を遠ざけ、損失を招くだけである。第四級地の所有者の要求は、既耕地の資本家達の独占的地位が可能な範囲内〔一 $\frac{1}{4}$ シリリング〕に制限されるであろう」⁽¹⁶⁾。

ここで日高氏は、第二形態的最劣等投資との比較のもとで、第一形態的最劣等地における地代の形成機構を、資本家・土地所有者の競争関係を考慮に入れて説明している。しかし、これについては次のような問題点が存在する。第一に、土地所有者の側からの競争の論理が述べられながら、資本家の側からのそれについての説明が明示的でなく、競争関係の考察が一面的である。このため、この競争機構自体にとって、価格は、はじめの日高氏の引用箇所による論理によって、いわば外生的に与えられたものである、という従来の説の枠を出ることができていない。第二に、第二形態的追加投資、さらには差額地代一般が土地所有による制約から自由である、ということとは決してなく、差額地代の場合といえども、十分な地代を支払わない資本家は直ちにその充用する土地から駆逐されるという競争機構によって、土地所有の力が常に作用している、という点が見失われている⁽¹⁷⁾。第三に、第四級地の面積が社会的需要量との関係においてどれほど

存するのか、という点が示されていない。もし、第四級地が必要に比べなお余地を残すほど大量に存するとすれば、第四級地所有者間の競争によって日高氏のいう「絶対地代」は「極めて小さいもの」どころか、全く存在しえなくなってしまうであろう。

以上のような難点があるにせよ、日高氏のこの論理は、地代の考察に土地所有者との競争の観点を取り入れた点で一つの先駆的試みであったと評価することができであろう。

次に、日高氏のように「絶対地代」の形においては、差額地代そのものにおいて土地所有者との競争関係を論理にとり入れようとした小林茂氏の見解をみよう。氏は次のように述べる。

「いまここで生産されている農産物数量がすべて需要されていると考える」。この時農産物価格が「中等地の単位生産物の生産価格水準で決まる」とすると、「最劣等地」の生産物においては、一般的平均利潤が充分に実現できず、平均利潤の一部を「喪失することになる。逆に優等地を耕作する資本家」は、なお平均利潤をこえて「余分の利潤をも取得」する。こうなると、「最

劣等地を耕作する資本家は、中等地や優等地を求めて移行しようとする。しかし、農業生産においては、ここに仮定したようには、資本の自由な移動が不可能である。故に「最劣等地を耕作する資本家は資本を農業から引き上げて他の有利な部門に投下する」。すると、最劣等地の「生産物量だけ供給が減少し、需要に対して供給が不足する」から、価格は「最劣等地耕作の資本が生産に再び復帰し得る水準にまで、すなわち一般的平均利潤を最劣等地耕作の資本家に保証する水準にまで上昇」する。故に、「農産物の価格水準は最劣等地の生産価格水準で決る」。

この小林氏の「限界原理」の論証方法もはじめの両氏特に山田氏の方法とそっくり同じである。小林氏は論証の途中で劣等地充用資本の優等地への移行について言及し、そこで優等地充用をめぐる競争につながる示唆を行なっているかのごとくであるが、結局それは「不可能」と片付けられてしまうのだから、実はこれは単に優等地の制限性について述べたものにすぎない。資本家・土地所有者の競争関係が考察されるのは、このあとのことである。氏は述べる。

「限界原理」成立下で、優等地所有者が「超過利潤」よりも少ない：部分だけを差額地代として取得することで満足した」とする。「すると、超過利潤の一部分」は「優等地耕作者の手に残留」し、「特別な超過利潤」が帰属する。「こうなると、一般的平均利潤以上の特別超過利潤を求めて」優等地所有者の許に「資本が殺到し」、その結果優等地の地代は吊り上がり、ついには特別な超過利潤「全部を地代にするに及んで、初めて資本の殺到（競争）は止む」。すなわち、優等地の「差額地代は：必然的に」超過利潤部分全額でなければならない。⁽²⁰⁾

以上の小林氏の論理にあっては、差額地代に転化すべき超過利潤をめぐる資本金・土地所有者の競争メカニズムが明確に問題の対象となっている。だが、その競争とは、すでに「限界原理」に基づく価格が交換過程の中で成立することが説かれて後の論理次元におけるものであって、本論において説明した論理とは逆である。このため、「虚偽の社会的価値」を、諸資本間の費用価格切り下げの競争の結果生みだされたものとし、それによって「限界原理」が成立する、とみる視角は全くなく、「虚偽の社会的価値」の本質の説明には折角のこの競争のと

り扱いが全く役立たずに、苦慮の末「生産説」が採用されるに至っている。⁽²¹⁾要するに、小林氏の場合、資本金・土地所有者の競争の問題に着眼しながら、それが地代論の解明のより深部に光を投げかけるまで行かず、結局、従来の通説の単なる説明上の便宜的手段の域を大きく出ないものとなってしまっているのである。

(1) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, Berlin (DDR), 1953, S. 550. (マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳、大月書店、一九六二、六〇六頁。)

(2) a. a. O. S. 545. (前掲訳書六〇一頁)

(3) K. Marx, *Das Kapital*, 3. Band, Berlin (DDR), 1964, S. 673. (マルクス『資本論』第三巻、大月書店、一九六八、八五二頁。以下同書からの引用はこれを本文中に「K III S. 673」訳八五二頁）のように略記する。)

(4) 以下本論ではこれを簡単に土地利用生産部門、そこで生産物を土地利用生産物と呼ぶ。

(5) ここでこのように前提することに対し、土地の私的所有は差額地代成立に何ら役割を演じずこの段階で土地所有を問題に持ちこむことは論理的に正しくない、とする批判が考えられる。かかる批判の基礎にあるのは周知のように次のようなレーニンの考え方である。レーニンは「土地の有限性から生じる一方の諸結果と土地の私有から生じる

他方の諸結果と」を区別する(レーニン『農業問題と「マルクス批判家」谷村謙作訳、国民文庫、一九五三、二六頁)。その上で、差額地代について、「土地私有が存在するかどうかという問題は、差額地代の成立の問題とはなんら関連がない」(同右書、二七頁)、「資本主義のもとにおける土地の有限性の唯一の結果は、相異なる資本投下が相異なる生産性をもつ結果、差額地代が成立するということがある」(同右)と説く。ここからレーニンは、差額地代は土地の有限性によって、絶対地代は土地所有によって、それぞれ成立する、とする図式を導き出しており、これは第五章でとりあげる日高氏の見解も含め今日の通説的理解にそのまま連なっている。だが、本論で述べたところにより明らかな通り、マルクスによるこの点の理解は明白に異なる。マルクスは地代の両形態について共に土地所有の存在を前提していたのである。

(6) 実際には、当該部門の商品価格が迂回的過程を経たのち再び同一部門の生産手段又は労働力の価格の一要素となりそれらに影響を及ぼす、ということは考えられる。だが、それはあくまで事後的にのみそうなのであるから、この論理段階ではさしあたり捨象し無関係とすることができであろう。

(7) これに対し劣等地C地には需要を満たしなお余りある量の土地が存在しているものとする。

(8) 従って、社会主義社会ないし当該部門の全てが一個の

資本又は国家によって営まれる場合、当該部門内部に差額地代を生み出す根拠は存在しないと考えられる。

(9) マルクスは「生産費」という概念を地代論の随所で用いているが、これは「資本プラス平均利潤」[K. S. 665, 訳八四一頁]と同義である。

(10) 土地条件の優劣のために回転数自体が変化する場合の差額地代の性質については、拙稿「商業部門に成立する地代について」『経済地理学年報』二四卷三号、一九七八、を参照されたい。

(11) この「地代の費用化」という概念は、経済学における上向の一過程をなすものである。それゆえ、現実の立地・地価問題の経済学的分析にもこれは有効な視角を提供しうる可能性がある。なお、この概念は既に大淵素行氏が提起している(同氏「差額地代第三形態論」『新潟大学経済論集』一一号、一九七一、一四―五頁)が、大淵氏の場合これは「一定期間の土地用益の商品化が進展する」(同右論文、一五頁)ことに起因するものとされており、資本家・土地所有者の競争の結果これが生ずる、とみる本論の立場とは異っている。

(12) 山田勝次郎『地代論論争批判』同友社、一九四八、二九―三〇頁。

(13) 向坂逸郎『地代論研究』社会主義協会出版局、一九七七、六四―五頁。

(14) 日高普『地代論研究』時潮社、一九六二、九〇頁。

- (15) 同右書、三八六頁。
(16) 同右書、三九二―四頁。
(17) 逆にいえば、日高氏が不十分ながら提示したところの競争機構は、決して氏のいう「絶対地代」に限られるものではなく、あらゆる土地等級において貫徹している。この点から見れば、第四級地が社会的需要に対し制限された量であるとした場合、氏の論理は本論で述べた差額地代の一つの場合を示したものであり、本来の意味での絶対地代について何らの説明を行なったものでもないと考えられる。
(18) 同右書、四二四頁。
(19) 小林茂『農業経済学基礎理論』成文堂、一九七四、二三九―四〇頁。
(20) 同右書、二四二頁。なお、この二つの引用個所で、小

林氏は図を用いて説明を行なっているが、紙幅の関係上図は省略し図なしでも理解しうるよう叙述を若干変更した。
(21) 同右書、三二〇―一頁参照。

追記・本論の論点の一部分は、既に拙稿「立地論と差額地代論」『人文地理』三〇巻二号、一九七八、の第2章において述べられている。しかし、そこでは紙幅の制約上論理展開が十分でなく、また叙述に一部不正確な点が見られたので、本稿ではそれを改めた。なお、本論でふれ得なかった「虚偽の社会的価値」の本質と源泉とに関する問題については、拙稿『虚偽の社会的価値』の源泉について『一橋研究』三巻四号、一九七九、を参照されたい。

(一橋大学大学院博士課程)